令和2年度鶴居村農業委員会活動計画

本年度は改正農業委員会法の下、2回目の農業委員の選出が7月19日までに行われる予定となっており、本村においてもそれに向けた準備を進めているところであります。また平成30年度12月30日に締結した環太平洋連携協定(TPP11)及び欧州連合(EU)との経済連携協定(EPA)について、国内の今後の動向を注視しながら、政府には万全の対策を講じるよう要望していきます。また、食料・農業・農村政策審議会で、新たな基本計画が答申され、10年後の農地面積の確保目標も示され、2030年度迄に確保すべき農地面積の目標は414万haであり、将来に向けた食料安全保障の確立や農業・農村の持続的発展のためには不可欠な目標であります。今回の基本計画では、農業・農村の魅力や重要性を国民に広く知らしめ、次世代につないでいくための施策の方向性も示され、具体的な施策の着実な推進により、自給率などの各目標を達成させ国民への食料の安定供給を確立させ、農業者が豊かになることを期待するものであります。

このように農業情勢が変化していく中で、新型コロナウイルス感染拡大を受け、農林水産省では野菜・果樹・畑作物等対策委員会の会合で、影響性や対応方向を報告し、花卉では卒業式や送別会などのイベント中止などにより需要が減り、価格が大幅に下落し、青果物では休校に伴う学校給食向けの販売停滞や外食需要の減退が響き、中国からの外国人受け入れの見通しが立っていないことも課題となっております。こうした農業情勢の中で農業基盤の強化を図るため、今後ますます優良農地の維持確保は重要となってきております。その要となる農地の流動化の促進は、農地の出し手と受け手の間に入る人がいなければ実現できません。本委員会においても、この間に入る重要な役目を担っていく必要があります。農業委員は「農業者の意見を聞く」「地域の意向をまとめる」という地域農業者の世話役、相談役としての役割を積極的に担い、本村農業の発展に寄与していくことが重要であり、地域に住む人たちが自らの地域の農業をどうしたいか、そのためには何が必要かを話し合って自分たちで将来を決めていく、その推進役となる活動を行って参ります。

そして改元により「令和」としての新たな元号及び時代が始まっておりますが、今後も当委員会においては、食料自給率の向上や生産基盤に欠かせない農地を守るという大切な任務が与えられており、農地利用の最適化の推進を図りながら、本年度においても昨年度と同様に「人と農地」の問題に正面から取り組み、夢と希望の持てる本村農業の発展に取り組むことを目指していきます。

また、地域高齢者の見守り等の福祉的活動も取り入れながら活動をしていき

ます。

当委員会は、農業・農村をとりまく厳しい現状を直視し、新たな基本法の方針を踏まえて地域における農業資源の保全、管理を通じて国際化に対応し得る農業経営と消費者の視点に立った安全・良質な農産物の生産、農業・農村社会の確立を目指し、また、鶴居村が宣言された新型コロナウイルス感染症に対する「支えあおう・鶴居びと」宣言の下に諸活動を展開して参ります。

1、活動目標

地域農業の活性化や体質の強い経営づくりを目指し、村・農業協同組合等 関係団体との連携を図りながら、運動の目標を次のとおり定める。

- (1) 農業資源の保全・利用を通じて、地域づくりを進める。
- (2) 農業の国際化の下で、体質の強い経営づくりを進める。
- (3) 農業者の代表として、きめ細かな農政活動を展開する。
- (4) 全国農業新聞の推進及び農業者年金の加入推進に向けた取組等推進をはかる。
- (5) 昨年に引き続き農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)の議決を実施する。

2、活動計画

農業者の代表機関として、地域の実情を把握し地域ごとの課題を踏まえた 農政活動を展開するものとする。

(1) 農業資源・利用の取り組み

地域農業の活性化を図っていく上で、基礎的資源である農地を保全し活用することは、重要かつ基本的な事項である。

このため、地域の農地利用の現状や意向等を常に把握するとともに、 計画的かつ効率的な利用が図れるよう組織をあげて取り組む必要がある。 特に、担い手不足によって遊休農地や耕作放棄地が発生することが予 想されることから、その発生防止や解消等について関係機関と十分協議 してその対策を進めるものとする。

(2) 体質の強い経営づくり

農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していく必要がある。そのために本委員会としても地域及び個人を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を促進し、効率的かつ安定的な農業経営に寄与するために、新規就農者の促進や経営感覚にすぐれた担い手を育成することが肝要である。このため、村や農協等関係農業団体と連携して取り組むものとする。

(3) 地域に根ざした農政活動の展開

農業者の代表として、農業委員会に期待される活動は、農地法をはじめとする「農地の番人」としての法令業務のみならず、農業・農村の振興のための意見の公表、農業及び農業者に対する宣伝などきめ細かな農政活動が重要である。

また、農業者をはじめ非農業者も含めた地域農業振興に関する幅広い意見の積み上げ活動を着実に行うとともに、全国農業新聞等の資料を活用して農業者に対する情報提供と収集活動を展開し、農業資質の向上に努めるものとする。

(4) 福祉的活動の実施

農地の巡回時に、各農業委員がその地域に居住する高齢者宅への訪問 活動を実施する。

(5) 新型コロナウイルス感染症に対する取り組み

鶴居村とともに元気に満ちた、笑顔あふれる村づくりのため「支えあおう・鶴居びと」宣言を重く受け止め、鶴居村農業委員会もその一端を担うための取り組みを必要があれば行うものとする。

3、活動期間

活動の期間は令和2年4月から令和3年3月末までの1ヵ年とする。